

貨物利用運送事業者としての事業

2024年4月

第二種貨物利用運送事業

(1) 利用運送機関の種類

- ①航空貨物運送（国際航空、宅配） ②外航海運 ③鉄道貨物運送

(2) 利用運送の区域又は区間

①航空貨物運送（国際）

仕立地：札幌、仙台、新潟、東京、小松、名古屋、大阪、北九州、福岡、那覇

仕向地：TC-1, TC-2, TC-3

②外航海運

仕立地：東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、門司港、博多港、那覇港

仕向地：北米、中南米、ヨーロッパ、中近東、アフリカ、アジア、オセアニア（各地域）

③鉄道貨物運送

拠点駅：盛岡貨物ターミナル、郡山貨物ターミナル、仙台貨物ターミナル、

新潟貨物ターミナル、隅田川、東京貨物ターミナル、大阪貨物ターミナル、

下関、北九州貨物ターミナル、福岡貨物ターミナル、金沢貨物ターミナル（各駅）

仕向駅：日本貨物鉄道株の貨物取扱駅

(3) 業務の範囲

①国際航空運送に係る一般混載事業、及び宅配便事業

②外航海運に係る一般事業

③鉄道貨物運送に係る一般事業（貨物運送の種類：コンテナ輸送、特殊な分野の輸送：行わない）

(4) 貨物の集配の拠点

①航空貨物運送（国際）

札幌、仙台、新潟、東京、小松、名古屋、大阪、北九州、福岡、那覇

②外航海運

東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、門司港、博多港、那覇港

③鉄道貨物運送

盛岡貨物ターミナル、郡山貨物ターミナル、仙台貨物ターミナル、新潟貨物ターミナル、

隅田川、東京貨物ターミナル、大阪貨物ターミナル、下関、北九州貨物ターミナル、

福岡貨物ターミナル、金沢貨物ターミナル（各駅）

第一種貨物利用運送事業

- (1) 登録番号
関自貨第1667号

- (2) 利用運送機関の種類
貨物自動車

- (3) 利用運送の区域又は区間
全国

- (4) 業務の範囲
一般事業